通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号)の一部

を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第1(第8条の2関係)

## 原動機付交通用具を使用する職員

自転車等の片道の使用距離		通勤手当の額
4 キロメートル未満		2,300円
4 キロメートル以上	6 キロメートル未満	3,800 円
6 キロメートル以上	8 キロメートル未満	5,000円
8 キロメートル以上	10 キロメートル未満	6,100 円
10 キロメートル以上	12 キロメートル未満	7,300 円
12 キロメートル以上	14 キロメートル未満	8,500 円
14 キロメートル以上	16 キロメートル未満	9,700 円
16 キロメートル以上	18 キロメートル未満	10,900 円
18 キロメートル以上	20 キロメートル未満	12,100 円
20 キロメートル以上	22 キロメートル未満	13,300 円
22 キロメートル以上	24 キロメートル未満	14,500 円
24 キロメートル以上	26 キロメートル未満	15,700 円
26 キロメートル以上	28 キロメートル未満	17,000円
28 キロメートル以上	30 キロメートル未満	18,200円
30 キロメートル以上	32 キロメートル未満	19,400 円
32 キロメートル以上	34 キロメートル未満	20,600円
34 キロメートル以上	36 キロメートル未満	21,800円
36 キロメートル以上	38 キロメートル未満	23,000円
38 キロメートル以上	40 キロメートル未満	24,200円
40 キロメートル以上	42 キロメートル未満	25,400 円
42 キロメートル以上	44 キロメートル未満	26,600円
44 キロメートル以上	46 キロメートル未満	27,800円
46 キロメートル以上	48 キロメートル未満	29,000円
48 キロメートル以上	50 キロメートル未満	30,200 円
50 キロメートル以上	52 キロメートル未満	31,400 円
52 キロメートル以上	54 キロメートル未満	32,600 円
54 キロメートル以上	56 キロメートル未満	33,800 円
56 キロメートル以上	58 キロメートル未満	35,100 円
58 キロメートル以上	60 キロメートル未満	36,300 円
60 キロメートル以上		38,400 円

附

則